



「字画が悪い」で改名できる？

弁護士 寺中 麗子

スピリチュアルなことに関心が強いAさん。自分が信頼する占い師に姓名判断をしてもらったところ、「字画が悪い。このままではいつか不幸が訪れる。直ちに名前を変えた方がいい」として、改名を行うように勧められました。Aさんは、改名することができるのでしょうか。

◆——解説

改名については、戸籍法第107条の2が、「正当な事由によって名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない」と定めています。つまり、「正当な事由」があれば、家庭裁判所の許可を得て、名前を変更することができます。

では、この正当な事由とはどのような事由をいうのでしょうか。

明確な基準があるわけではありませんが、これまでの例からすると、

- ①営業上の目的から長年慣行として襲名されその必要があること
- ②同一地域に同姓同名があり社会生活上支障があること
- ③帰化した者で日本風の名前に改める必要があること
- ④神官僧侶となり、その所属する社会では改名の必要があること
- ⑤珍奇・難解・難読で社会生活上支障を来すこと
- ⑥異性と紛らわしい名で社会生活上支障があること
- ⑦永年通称として使用し社会的に通用していること等、社会生活上「名」を変更することが客観的にみて合理的であり妥当であると判断されるような事由が「正当な事由」であると考えられています。

では、Aさんの場合はどうでしょうか。

字画が悪い、占い師から改名を勧められたという理由だけでは、家庭裁判所が名の変更を許可する可能性はかなり低いと考えられます。

もし、Aさんが、どうしても改名したいというのであれば、新しい名前が通称として社会的に通用しているといえる状態になるまで継続して使用する方法が考えられます（Aさんの名前が珍奇・難解・難読である

ことを家庭裁判所に認めてもらう方法もありますが、現実的ではないでしょう。）。左記⑦の事由で認めてもらうためには、成人であれば、少なくとも5年以上、子供の場合は、少し短く3、4年の継続的な使用が必要といわれています。

なお、実際に、家庭裁判所に名の変更の許可の申立をする際は、新しい名前を継続的に使用していることを示す資料として、例えば、新しい名前が届いた年賀状等の郵便物、また、新しい名前で締結された公共料金等の各種契約書、請求書等を保管しておき、これらの書類を裁判所に提出することが必要になります。

家庭裁判所は提出された資料だけでなく、場合によっては本人と面談のうえ、名前を変更することに「正当な事由」があるか否かを判断します。裁判所の統計によると、平成29年度は、1年の間に約7000件の申立てがあり、うち約4500件について名の変更が認められています。

最近、いわゆる「キラキラネーム」を名付けられた方の改名が認められたことで、名前の変更ができることが巷で話題となりましたが、名前の変更はこのように厳格な手続を経た上で認められるものです。

名前は、親からもらう最初のプレゼントといわれています。通常、両親は、産まれてくる新たな命に様々な願いや思いを託す形で子供の名前を決定し、子供は、与えられた名前を自分のアイデンティティの一環として受け入れ、社会生活を開始することになります。上記事案のような改名希望は現実世界ではあまり多くはないと思われていますが、子供に与えた最初のプレゼントを返還されないよう、熟考の上、子供に名前を付けてあげたいものですね。

執筆者プロフィール

寺中 麗子（てらなか・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会）。

早稲田大学法学部・首都大学東京法科大学院卒業。

所属：東京リベルテ法律事務所

趣味はゴルフ、料理。